



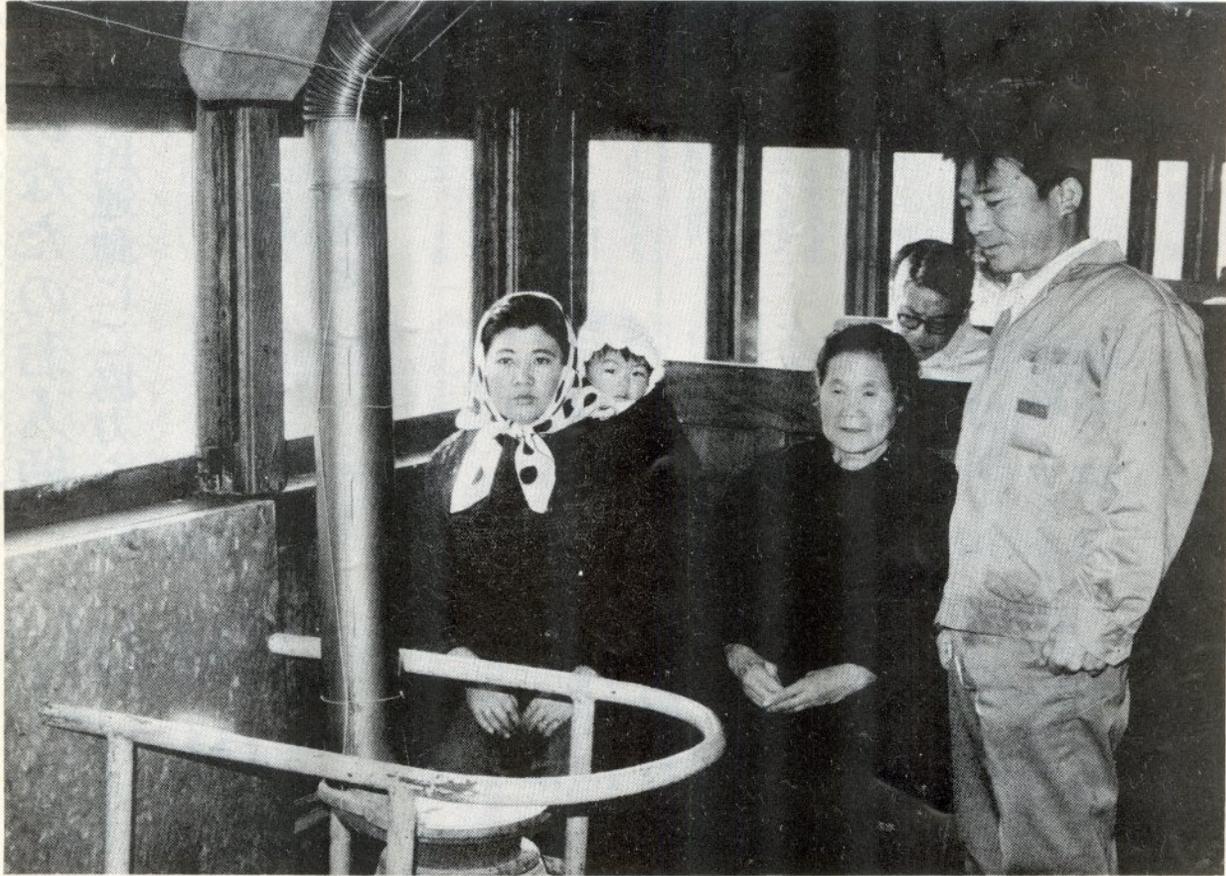
広報

ごよみかわら

発行所
五所川原市役所
366号
昭和50年12月15日
印刷 日刊民友新聞社

市の人口 男25,036人
51,801人 女26,765人

世帯数13,682
(昭和50年11月1日現在) 住民基本台帳から



引きつづき午後一時半からは消防本部会議室において第二回交通事故防止対策本部全体会議が開かれる。会議ではあらかじめ午前中に検討した十三項目にわたる具対策について満場一致の決定をいただいたあと、さらに構成する一七五団体をそれぞれ、学校部会、社会奉仕部会、事業所部会、安全運動推進部会、道路診断部会、広報部会の六部会に編成し具体的運動を展開

交通事故防止対策本部岩館事務局長、消防本部山上次長、交通防災対策室盛王査それにとくに五所川原警察署鎌田交通課長にご足労いただき、これから副本部長会議に提出すべき議案の最終検討会議を開く。午前十時、市長公室において副本部長会議を開催。十二月十日から十六日まで実施予定の「年末交通安全運動」の実施計画について協議し、市民の総力をあげて運動の展開をはかることにした。

十二月四日
(木) 曇後小雨
今日は朝から一日交通安全の日であった。登庁後、

市長日記

たけなわ 学芸 道

この部会方式は、いわば五所川原方式と言ってもよいもので、従来やもすれば上部機関で決定したものをそのまま下部機関へ流すという単なる形式的なものになりがちであるが、当市の場合は底辺活動を広くした積上げ方式なのでその実効が期待される。早速「交通安全宣言の家」のステッカーについては学校部会が、「安全運転宣言車」のステッカーは事業所部会が担当することとなる。午後五時から、去る十一月七日の交通安全県民大会において表彰された十六名の方々の祝賀会に出席する。五警管内の十一月三十日現在の発生状況では昨年同期に比べ件数で十件、死者二名、傷者二八名の減少をみたという報告が川口署長からあったが、この減少数字は県内のトップクラスというところであり、ご苦労のほど感謝にたえない。



運転が示すあなたのお人柄

年末の交通安全 県民運動にご協力を

重点目標1 飲酒運転の追放。
2 踏切事故の防止。
とくに交通安全の宣言、
家族対話の実施(少くとも
月一回)年

識を高めましょう!
実践事項1 酒飲み運転は絶
対しない。酒飲み運転は絶
対させない。飲む人も飲ま

歩きましょう! 道路を横断
するときは必ず一度立止り
右、左、右をみて安全を確
め手を上げて渡りましょう

家族対話の実施を

賀郵便公文
書、広告用
チラシ等に交通安全の標語
を書き入れる運動をすすめ、
市民みんなで交通安全の意

せる人も同じ罪
2 歩行者は右側通行、歩道
のあるところは必ず歩道を

止、右回り、左回りは必ず
手信号を送りましょう!
冬道の自転車乗りは危険で

水道の使用料

冬期間は認定告知

寒さもだんだんき
びしくなりました。
市水道課では毎月(一
部隔月)メーター
を検針しております
が、これから降雪や
積雪のため検針が困
難になります。
できるだけ検針を
いたしますが、検針
のできない町内は十
二月から水道の使用
料は認定で告知しま
す。

農業用免税軽油 申請を受け付け

来年使用する「農業用免
税軽油」の交付を左記の日
程でおこないます。

- ▽受付期間 12月15日から1月31日まで。
- ▽申請用紙 農協、軽油販売店にあり
ます。
- ▽記入要領 県税事務所、農協、軽油
販売店にお問い合わせくだ
さい。

五所川原県税事務所
電話五二二五四九

すから止めましょう!
自転車を押して歩くときは
歩道を歩きましょう!
4 危険なルール違反には勇
気をもって注意しましょう

◎皆さんのために 使われている郵便貯金

○皆さんがご利用されてい
る郵便貯金は、国の重要な
財源として使われています。

○五所川原市でも約十三億
円の融資を受け、皆さんの
生活に役立てています。
○郵便局の定額貯金には、
次のような特長があります

- 利子に利子がつきます
- 複利・六カ月たてば、いつ
でも使える● 証書とハンコ
だけですぐに借りられる
(五所川原郵便局)

無料人権相談所

▽とき 十二月二十四日
(水)午前10時から
▽ところ 九キ飛鳥デバ
ー11六階

生活環境

パトロール本部

住みよい
環境づくりにてんわ
⑤1414

新年 名刺交換会

- ▷とき 昭和51年1月1日午前
11時から
- ▷ところ 市民文化会館
- ▷会費 600円(お申し込み
と同時に納入してください)
- ▷申込み締切り 12月20日(土
)まで。市情報課、五所川原商
工会議所へ。

最低賃金制の 説明会

県内の最低賃金額が五十
一年一月十日から変わります。
経営者は、この決めら
れた金額以上の賃金を労働
者に支払わなければなりま
せん。

▽とき 十二月十九日(金)午後一時から
▽ところ 五所川原商工
会議所
(講師)青森労働基準局
賃金課長 宇野万里氏
五所川原労働基準監督署
長 沢山繁信氏

市本庁、各支所、市民 文化会館、市中央公民館 (図書館)、三道会館、 国連青少年の家、老人憩 の家、西北中央病院(敷 島分院とも)は、十二月

二十九
日〜一
月三日まで休みます。
ただし、本庁窓口サー
ビス課、税務課、収納課、
会計課(現金支払い業務
を除く)は、十二月二十
九日〜三十一日の午前ま
で窓口業務をおこないま

年末年始、 市の窓口

年末は、三十一日まで
平常どおり収集にあたり
ますが、元旦から一月三
日まで休ませていただき
ます。一月五日から平常
どおり収集にあたりま

水道の故障は

十二月三十一日まで元
町浄水場、一月一日〜三
日まで市水道課で受け付
けます。

明るい正月を迎えるために 歳末たすけあいにご協力を



農業年金相談室

次のご質問にお答えします。

(問) 大正五年生まれの農業者年金の被保険者ですが、経営移譲年金が来年(昭和五十一年)から支給が開始されるようですが、どのようになれば経営移譲年金がもらえることになるのか、どのくらいの額の年金がもらえるのか。また、年金支給の要件となっている経営移譲とはどのようなことをいうのか、お知らせください。

(答) 農業者年金には経営移譲年金と農業者老齢年金(六十五歳から給付)の二種類があります。

経営移譲年金は、農業者年金の中心となっている年金で、農業経営主の若返りを図り、農業経営の規模拡大を促進するとともに、農業者の老後の生活安定のための年金です。

経営移譲年金は、一定期間以上の保険料納付済み期間等を満たした人が後継者や他の農業経営主に自分の農業経営を譲った場合に貰える年金です。

①六十歳までに経営を移譲したときは六十歳になったときから、また②六十歳から六十五歳になるまでの間に経営を移譲したときはそのときから支給されます。

(六十五歳になるまでに経営移譲しない場合は、経営移譲年金は支給されません。)

農業者年金の加入者のうち、もつとも高齢である大正五年生まれの人が、六十歳になるのは昭和五十一年です。そして年金受給に必要な五年間の保険料納付済み期間等を満たすのも昭和五十一年です。経営移譲年金の支給は、昭和五十一年から始まることになり



めには、次のような経営移譲をすることが必要です。経営移譲は、基準日(経営移譲が終了する日の一年前の日)に、自分の農業経営に供していたすべての農地等(処分対象農地等)の権利名義を耕作目的で、後継者や他の農業経営主に譲り渡すことです。いいかえりますと基準日から一年の間に農地を処分して農業経営主としての地位を譲り渡すことです。

この場合、自作地のほか他人から借りて耕作して

いた農地等もすべて処分しなければならぬことになっていきます。

(基準日より以前に貸していた農地等は処分する必要があるありません。)

一、この場合の農地等の処分は、次の方法によらなければなりません。
△自作地については
①他の農業経営主等(第三者)に移譲する場合は、売り渡すか、貸すかしなければなりません。

ればなりません。
②自分の後継者に移譲する場合は、譲渡しなければなりません。

△小作地については
自作地と同様に他の農業経営主や後継者にその権利(使用収益する権利)を移転しなければなりません。なお、小作地の場合には、地主に返還しても経営移譲とみなされることになって

います。
二、また、的確な経営移譲であるためには

①移譲する農地等の面積が、基準日において、最少限三十アール以上なければなりません。
②基準日以降において、処分しなければならぬ農地等の一部を転用目的で処分した場合は、経営移譲とはみなされず、年金が貰えなくなり

ます。
③基準日以降において、新たに農地等を取付したり、また小作に出していた農地等の返還を受けた場合には、その農地等も処分しなければなりません。

三、経営移譲の相手方が経営移譲の相手方は後継者か第三者に限り

ます。
△後継者移譲の相手方
経営移譲する人の直系卑属のうち、経営移譲する日まで引き続き三年以上農業に従事していた一人の者に

限ります。
①息子や孫など、経営移譲者の「あとつぎ」になる人です。

②会社等につとめている場合でも、三年以上農繁期、休祭日等に農業に従事している人であれば後継者移譲の対象となります。

△第三者移譲の相手方
①農業者年金の加入者(自分の後継者を除く)
②六十歳未満の農業経営主で、農業者年金加入資格面積規模をもっている人。

③農地保有合理化法人、農業者年金基金等。
(経営移譲年金の受給額)
年金額は、保険料を納めた期間に応じて計算されます。

大正五年生まれの人が、昭和五十一年一月中旬に経営移譲した場合に貰える年金額は月額一七、六〇〇円、年額二二、二〇〇円です。したがって、大正五年生まれの人でも、保険料を納めた期間が五年以上(大正五年生まれの人は生年月日によって五年から五年十一

か月保険料を納めることができます)の人についてはこの金額より若干多くなります。

大正六年、七年、八年、九年生まれの人々は、保険料納付済み期間等が五年(

以上)あれば、昭和五十一年一月以降に経営移譲(六十歳前の経営移譲)すれば年金の受給資格が得られますが、年金の支給は六十歳になった月の翌月から支給されることとなります。

(特例)
農業者年金には、障害を事由とする給付はありませんが、経営移譲年金の支給については、通常の場合は六十歳から支給されることとなっており、疾病等のため六十歳に達するまでに経営移譲した場合は、その時から支給される特例があります。

(ただし、一定期間以上の保険料納付済み期間等を満たしている人に限り

ます。
このほかいろいろな要件がつけられております。くわしいことにつきましては、市農業委員会にご相談ください。

市農業委員会 市庁舎四階 電話五局二一一一 (内線三二三番)

市政ダイヤル
市政についての
行事や予定は
でんわ
⑤4321番

広報紙の早期配布にご協力願います